

# 派遣元責任者の 変更の場合

※ 再交付 年月日 年 月 日  
書 換

~~許可証再交付申請書~~  
~~労働者派遣事業変更届出書~~  
~~労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書~~

提出日を記載

令和3年12月24日

厚生労働大臣 殿

申請者 **株式会社東京労働局**  
届出者 **代表取締役 東京太郎**

- 1 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。~~
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 3 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。~~
- 4 ~~届出者（法人にあつては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（第3号を除く。個人にあつては第3号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1項第1号のイに規定する要件を満たすこと、未成年者に該当しないこと、規則第99条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である者であることを誓約します。

役員に関して同時に届け出る場合は削除しないでください。

「派」から始まる番号を許可証のとおりに記載してください。  
「特」「般」から始まるものは旧制度の番号であり、現存しないため記載しないようご注意ください。

許可証のとおりに記載

1 許可番号	派13-010106	2 許可年月日	平成28年 4月 1日
3 (ふりがな) 氏名又は名称	かぶしががいしゃ とうきょうろうどうきょく 株式会社東京労働局	許可証のとおり(郵便番号、電話番号は届出のとおり)に記載してください。	
4 住所	〒(102-8305) 東京都千代田区九段南一丁目2番1号 (03) 3452-●●●●		
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	だいひょうとりしまりやく とうきょうたろう 代表取締役 東京太郎	変更対象の派遣元責任者が所属する事業所の名称、所在地等を、許可証のとおり(郵便番号、電話番号は届出のとおり)に記載してください。	
6 (ふりがな) 事業所の名称	かぶしががいしゃ とうきょうろうどうきょく かいがんして 株式会社東京労働局 海岸支店		
7 事業所の所在地	〒(108-8432) 東京都港区海岸3-9-45 海岸庁舎 (03) 3452-▲▲▲▲		
※			

収入印紙  
(消印しては  
ならない。)

収入印紙の貼付は必要ありません。

8 変更の内容										
変更に係る事項		変更後				変更前				変更年月日
① (ふりがな) 氏名又は名称										年 月 日
② 住所		〒 (      )  (      ) -				〒 (      )  (      ) -				年 月 日
③ (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)										年 月 日
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)		(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
		氏名				氏名				
		住所				住所				
⑤ (ふりがな) 事業所の名称										年 月 日
⑥ 事業所の所在地		〒 (      )				〒 (      )				年 月 日
⑦ 特定製造業務への労働者派遣		開始年月日		年 月 日		終了年月日		年 月 日		
⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等		(ふりがな)		はけん たろう		(ふりがな)		はけん はなこ		令和3年12月10日
		氏名		派遣 太郎		氏名		派遣 花子		
		住所		東京都品川区〇〇1-1-1		住所		東京都港区△△2-2-2		
		備考		受講年月日：令和3年12月9日 派遣法施行規則第8条第4項の規定により添付書類省略 ●●営業所より異動		備考		受講年月日：平成31年3月1日		
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設										
イ 事業開始年月日										年 月 日
ロ (ふりがな) 事業所の名称		備考欄には派遣元責任者講習受講年月日を記載してください。 また、人事異動により関係書類(住民票、履歴書、派遣責任者講習会受講証明書の写し)を省略する場合は、「派遣法施行規則第8条第4項により添付書類省略」と記載してください。								
ハ 事業所の所在地		(      ) -								
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		1 有				2 無				

変更対象の派遣元責任者が複数いる場合は、別紙に記載してください。

派遣元責任者が同時に製造業務専門の派遣元責任者として選任する場合は○印をしてください。

派遣元責任者が同時にキャリア・コンサルティング担当者として選任する場合は○印を記載してください。

変更に係る事項	変 更 後				変 更 前				変更年月日
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
	(ふりがな)				(ふりがな)				年 月 日
	氏名				氏名				
	住所				住所				
⑧ 派遣元責任者の 氏名、住所等	(ふりがな)	とうきょう いちろう	製造業 務専門 者		(ふりがな)	とうきょう はなこ	製造業 務専門 者		令和3年11月30日
	氏名	東京 一郎	ギヤ ア担 当者	○	氏名	東京 花子	ギヤ ア担 当者	○	
	住所	東京都千代田区九段南1-2-1 カーサ九段下805			住所	東京都港区海岸3-9-45 コーポ海岸505			
	備考	受講年月日：令和3年10月15日			備考				
	(ふりがな)		製造業 務専門 者		(ふりがな)		製造業 務専門 者		年 月 日
	氏名		ギヤ ア担 当者		氏名		ギヤ ア担 当者		
	住所				住所				
	備考				備考				
	(ふりがな)		製造業 務専門 者		(ふりがな)		製造業 務専門 者		年 月 日
	氏名		ギヤ ア担 当者		氏名		ギヤ ア担 当者		
	住所				住所				
	備考				備考				



### 派遣元責任者の変更について

派遣元責任者が役員を兼務する場合は、役員の変更(2面8の④)欄についても記入してください。

《提出様式》

- 労働者派遣事業変更届出書(様式第5号) 原本1部、写し2部

#### 【添付書類】

- ① 就任した方の住民票の写し(本籍地、または国籍及び在留資格記載のもの) 原本1部、写し1部  
\*マイナンバー(個人番号)の記載のないもの(全世帯分は不要)  
\*役員が兼務する場合、氏名・住所に変更が無ければ省略可能
- ② 就任した方の履歴書 原本1部、写し1部  
\*写真は不要、認印も不要  
\*「氏名」「生年月日」「住所」「最終学歴」「賞罰の有無」を記載  
職歴は「入社・退社の年月」「役員の就任・退任の年月」を明記し、空白期間のないように記載。  
(例) 求職活動、法人設立準備等詳細に記載すること。
- ③ 派遣元責任者講習受講証明書 写し2部

(注) 派遣元責任者が人事異動により他の事業所で引き続き派遣元責任者に選任される場合は、②③及び住所に変更が無い場合は①を省略することが出来ます。  
省略する場合は、備考欄に「派遣法施行規則第8条第4項の規定により添付書類省略」と記載し、前職の事業所の名称を記入してください。

### よくある質問

- Q1 複数の派遣元責任者の変更を行う場合、記入欄が一つしかないが、どのようにすればよいですか？
- A 別紙として、派遣元責任者の氏名及び住所、変更年月日等、必要な項目を記入して提出してください。変更届(5号様式)に必要な行を挿入して作成していただいても大丈夫です。
- Q2 変更届の表面の1～5の項目は、どれを抹消すればよいですか？
- A 代表者及び役員の場合は、2、4以外の1、3、5を二重線で抹消、派遣元責任者の場合は、2、5以外の1、3、4を二重線で抹消、法人の住所又は所在地等の場合は、2、3以外の1、4、5を二重線で抹消してください。
- Q3 派遣元責任者講習は、いつまでに受講しないといけませんか？
- A 変更日より前かつ受理日前3年以内に受講している必要があります。
- Q4 派遣元責任者は、代表取締役でもなれますか？また、他社から出向している者を選任することは可能ですか？
- A 代表取締役や役員、役職が無い者でも、3年以上の雇用管理の経験を有するなど派遣元責任者の条件を満たせば、派遣元責任者に選任することが出来ます。なお、他社から出向している者を派遣元責任者として選任する場合は、出向先で派遣元責任者として専念する旨誓約書を提出する必要があります。
- Q5 代表取締役社長が派遣元責任者を兼ねる場合は、他に従業員がいなくても派遣の許可を受けることは可能ですか？
- A 派遣元責任者が不在の場合の臨時的職務代行者をあらかじめ選任する必要があります。また、派遣元責任者は苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行う必要があります。